

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成十二年東京都条例第二百十五号）（抄）

改正案	現行
<p>目次（現行のとおり）</p> <p>第一条から第五条の六まで（現行のとおり）</p> <p>（用語の定義）</p> <p>第五条の七（現行のとおり）</p> <p>一から五まで（現行のとおり）</p> <p>六 事業所 建物又は施設（専ら住居の用に供するものを除く。以下「建物等」という。）（エネルギー管理の連動性を有する複数の建物等がある場合は、これらを一の建物等とみなし、建物等（当該みなされた建物等を含む。）の規則で定める所有者がその近隣に建物等を所有する場合で規則で定めるものは、当該近隣の建物等を合わせて一の建物等とみなす。）をいう。</p> <p>七から十四まで（現行のとおり）</p> <p>十五 削減義務量 削減義務期間の年度ごとに、基準排出量（第五条の十四第二項の規定により基準排出量に変更された年度については、その変更後の量。次号において同じ。）に削減義務率を乗じて得た量を、当該削減義務期間において合計した量をいう。</p> <p>十六及び十七（現行のとおり）</p> <p>（指定地球温暖化対策事業所の指定等）</p> <p>第五条の八（現行のとおり）</p>	<p>目次（略）</p> <p>第一条から第五条の六まで（略）</p> <p>（用語の定義）</p> <p>第五条の七（略）</p> <p>一から五まで（略）</p> <p>六 事業所 建物又は施設（専ら住居の用に供するものを除く。以下「建物等」という。）（エネルギー管理の連動性を有する複数の建物等がある場合は、これらを一の建物等とみなし、建物等（当該みなされた建物等を含む。）の所有者がその近隣に建物等を所有する場合で規則で定めるものは、当該近隣の建物等を合わせて一の建物等とみなす。）をいう。</p> <p>七から十四まで（略）</p> <p>十五 削減義務量 削減義務期間の各年度ごとに、基準排出量（第五条の十四第二項の規定により基準排出量に変更された年度については、その変更後の量。次号において同じ。）に削減義務率（第五条の十五第二項の規定により削減義務率が減少した年度については、その減少後の値）を乗じて得た量を、当該削減義務期間において合計した量をいう。</p> <p>十六及び十七（略）</p> <p>（指定地球温暖化対策事業所の指定等）</p> <p>第五条の八（略）</p>

2 事業所を所有している事業者（住居の用に供する部分のみを所有するものを除く。以下この条から第五条の九までにおいて同じ。）（当該事業者以外にも当該事業所の事業活動に伴う温室効果ガスの排出について責任を有する者として規則で定める者がある場合において、当該者が、規則で定めるところにより、知事に届け出た場合においては、当該届出者。以下この節において「所有事業者等」という。）は、当該事業所の前年度の温室効果ガスの排出の状況が前条第八号の規則で定める要件に該当するときは、特定温室効果ガスの排出の状況に関し、前年度の特定温室効果ガス年度排出量その他の規則で定める事項を、規則で定めるところにより、第五条の十一第四項の規定による検証の結果を添えて、知事に届け出なければならない。ただし、指定地球温暖化対策事業所については、この限りでない。

3及び4 （現行のとおり）

第五条の八の二 （現行のとおり）

（指定地球温暖化対策事業者の変更等）

第五条の九 （現行のとおり）

一及び二 （現行のとおり）

三 指定地球温暖化対策事業所を所有している事業者（指定地球温暖化対策事業者を除く。）の氏名又は住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）

2 事業所を所有している事業者（当該事業者以外にも当該事業所の事業活動に伴う温室効果ガスの排出について責任を有する者として規則で定める者がある場合において、当該者が、規則で定めるところにより、知事に届け出た場合においては、当該届出者。以下この節において「所有事業者等」という。）は、当該事業所の前年度の温室効果ガスの排出の状況が前条第八号の規則で定める要件に該当するときは、特定温室効果ガスの排出の状況に関し、前年度の特定温室効果ガス年度排出量その他の規則で定める事項を、規則で定めるところにより、第五条の十一第四項の規定による検証の結果を添えて、知事に届け出なければならない。ただし、指定地球温暖化対策事業所については、この限りでない。

3及び4 （略）

第五条の八の二 （略）

（指定地球温暖化対策事業者の変更等）

第五条の九 （略）

一及び二 （略）

三 指定地球温暖化対策事業所を所有する事業者（指定地球温暖化対策事業者を除く。）の氏名又は住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）

2から4まで (現行のとおり)

第五条の十 (現行のとおり)

(特定地球温暖化対策事業所の温室効果ガス排出量の削減)

第五条の十一 特定地球温暖化対策事業所の所有事業者等(以下「特定地球温暖化対策事業者」という。)は、削減義務期間ごとに、当該特定地球温暖化対策事業所における算定排出削減量(排出削減量に、第一号の量及び第二号の量を加え、第三号の量を減じて得た量をいう。以下同じ。)を、当該削減義務期間終了後の規則で定める日までに、削減義務量以上としなければならない。

一 (現行のとおり)

二 (現行のとおり)

ア 超過削減量(排出削減量のうち、規則で定める量について知事が認め、発行する量(規則で定める量を上限とする。))をいう。以下同じ。)

イからカまで (現行のとおり)

三 (現行のとおり)

2及び3 (現行のとおり)

4 特定温室効果ガス年度排出量、基準排出量(第五条の十三第一項第四号の規定により定める場合を除く。)、その他ガス削減量、都内削減量、都外削減量及び電気等環境価値保有量は、当該量の算定の方法、算定に用いる情報、算定された量の値その他の規則で定める事項が規則で定める基準に適合することについて、知事の登録を受けた者(以下「登録検証機関」という。)が行う検証を受けたものでなければならない。

2から4まで (略)

第五条の十 (略)

(特定地球温暖化対策事業所の温室効果ガス排出量の削減)

第五条の十一 特定地球温暖化対策事業所の所有事業者等(以下「特定地球温暖化対策事業者」という。)は、各削減義務期間ごとに、当該特定地球温暖化対策事業所における算定排出削減量(排出削減量に、第一号の量及び第二号の量を加え、第三号の量を減じて得た量をいう。以下同じ。)を、当該削減義務期間終了後の規則で定める日までに、削減義務量以上としなければならない。

一 (略)

二 (略)

ア 超過削減量(排出削減量のうち、規則で定める量を超過した量について知事が認め、発行する量(規則で定める量を上限とする。))をいう。以下同じ。)

イからカまで (略)

三 (略)

2及び3 (略)

4 特定温室効果ガス年度排出量、基準排出量(第五条の十三第一項第三号の規定により定める場合を除く。)、その他ガス削減量、都内削減量、都外削減量及び電気等環境価値保有量は、当該量の算定の方法、算定に用いる情報、算定された量の値その他の規則で定める事項が規則で定める基準に適合することについて、知事の登録を受けた者(以下「登録検証機関」という。)が行う検証を受けたものでなければならない。

(削減義務率)

第五条の十二 削減義務率は、削減計画期間ごとに、専門的知識を有する者の意見を聴いて、事業所の特性を勘案して規則で定める区分ごとに規則で定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

(基準排出量の決定)

第五条の十三 (現行のとおり)

- 一 最初の削減計画期間の開始の日前に既に特定地球温暖化対策事業所に該当している事業所(第四号に該当する場合を除く。)最初の削減計画期間開始前の規則で定める期間における当該特定地球温暖化対策事業所の標準的な特定温室効果ガス年度排出量に相当する量として規則で定める方法により算定する量
- 二 最初の削減計画期間の開始の日以後に特定地球温暖化対策事業所に該当した事業所(次号又は第四号に該当する場合を除く。)次に掲げる量のいずれかから特定地球温暖化対策事業者が選択する量
 - ア 削減義務期間開始前の規則で定める期間における当該特定地球温暖化対策事業所の標準的な特定温室効果ガス年度排出量に相当する量として、当該事業所の特性を勘案して規則で定める方法により算定する量(当該期間における特定地球温暖化対策事業所における地球温暖化の対策の推進の程度が知事が別に定める基準に適合する場合に限る。)
- イ (現行のとおり)
- 三 第五条の十第一項第二号に規定する要件(規則で定めるものに限

(削減義務率)

第五条の十二 削減義務率は、各削減計画期間ごとに、専門的知識を有する者の意見を聴いて、事業所の特性を勘案して規則で定める区分ごとに規則で定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

(基準排出量の決定)

第五条の十三 (略)

- 一 最初の削減計画期間の開始の日前に既に特定地球温暖化対策事業所に該当している事業所(第三号に該当する場合を除く。)最初の削減計画期間開始前の規則で定める期間における当該特定地球温暖化対策事業所の標準的な特定温室効果ガス年度排出量に相当する量として規則で定める方法により算定する量
- 二 最初の削減計画期間の開始の日以後に特定地球温暖化対策事業所に該当した事業所(次号に該当する場合を除く。)次に掲げる量のいずれかから特定地球温暖化対策事業者が選択する量
 - ア 削減義務期間開始前の規則で定める期間における当該特定地球温暖化対策事業所の標準的な特定温室効果ガス年度排出量に相当する量として規則で定める方法により算定する量(当該期間における特定地球温暖化対策事業所における地球温暖化の対策の推進の程度が知事が別に定める基準に適合する場合に限る。)
- イ (略)
- (新設)

る。以下この号において「本要件」という。)に該当し、同条第三項第二号の規定による指定の取消しを受けた事業所(その該当した年度以降に同条第一項各号(本要件を除く。)に該当した事業所を除く。)であつて、同条第一項の規定により知事に届け出た年度の前年度が属する削減計画期間の次の削減計画期間の終了年度までに特定地球温暖化対策事業所に再度該当した事業所 次に掲げる量のいずれかから特定地球温暖化対策事業者が選択する量

ア 前号アに規定する量

(新設)

イ 前号イに規定する量

(新設)

ウ 削減義務期間の終了年度の当該事業所の基準排出量(知事が別に定める期間において次条第一項に規定する状況の変更があつたときは、当該状況の変更に応じた適切な量に変更する方法として規則で定める方法により算定した量)

(新設)

四 (現行のとおり)

三 (略)

2 (現行のとおり)

2 (略)

3 (現行のとおり)

3 (略)

一 (現行のとおり)

一 (略)

二 第一項第二号及び第三号の事業所にあつては、これらの号に規定する選択の内容

二 第一項第二号の事業所にあつては、同号の選択の内容

三 (現行のとおり)

三 (略)

4及び5 (現行のとおり)

4及び5 (略)

第五条の十四 (現行のとおり)

第五条の十四 (略)

(優良特定地球温暖化対策事業所)

(優良特定地球温暖化対策事業所に係る削減義務率)

第五条の十五 (現行のとおり)

第五条の十五 (略)

2 特定地球温暖化対策事業所が前項の基準に適合することを知事が認めたときは、当該特定地球温暖化対策事業所の超過削減量の上限は、同項の基準に適合する期間のうち規則で定める期間について、第五条の十一第一項第二号アの規定にかかわらず、規則で定める量とする。

3 知事は、特定地球温暖化対策事業所が第一項の基準に適合しなくなったことを認めたときは、その認めた日の属する年度の翌年度に、その認定を取り消すものとする。

4 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、規則で定めるところにより、その旨を当該特定地球温暖化対策事業所に係る特定地球温暖化対策事業者に通知するものとする。

第五条の十六から第五条の二十四まで (現行のとおり)
(温室効果ガス排出量等の把握)

第五条の二十五 指定地球温暖化対策事業者は、毎年度、指定地球温暖化対策事業所ごとに、前年度における次に掲げる量を把握しなければならない。

一 特定温室効果ガス年度排出量

二 その他ガス年度排出量（一年度のその他ガス排出量をいう。以下この節において同じ。）

三 特定温室効果ガス年度排出量の削減に用いた再生可能エネルギーを交換して得られる電気及び熱の量（規則で定める方法により算定する量をいう。以下この節において同じ。）

四 一年度の非化石燃料（化石燃料等（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品をいう。）以外であつ

2 特定地球温暖化対策事業所が前項の基準に適合することを知事が認めたときは、当該特定地球温暖化対策事業所の削減義務率は、同項の基準に適合する期間のうち規則で定める期間について、地球温暖化の対策の推進の程度に応じ、規則で定める値に減少する。

(新設)

(新設)

第五条の十六から第五条の二十四まで (略)
(温室効果ガス排出量の把握)

第五条の二十五 指定地球温暖化対策事業者は、毎年度、指定地球温暖化対策事業所ごとに、前年度における特定温室効果ガス年度排出量及びその他ガス年度排出量（一年度のその他ガス排出量をいう。以下同じ。）を把握しなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

て、知事が別に指定する燃料をいう。以下この節において同じ。)の
使用量

(地球温暖化対策計画書の作成等)

第六条 (現行のとおり)

一 から五まで (現行のとおり)

六 前条第一号の特定温室効果ガス年度排出量 (第五条の八の二第三
項の規定による指定が行われた年度を除く。)

七 前条第二号のその他ガス年度排出量

八 前条第三号の特定温室効果ガス年度排出量の削減に用いた再生
可能エネルギーを变换して得られる電気及び熱の量

九 前条第四号の一年度の非化石燃料の使用量

十及び十一 (現行のとおり)

第六条の二 (現行のとおり)

(テナント等事業者との協力推進体制等)

第七条 (現行のとおり)

2及び3 (現行のとおり)

4 テナント等事業者は、指定地球温暖化対策事業者が第五条の二十五
の規定により行う温室効果ガス排出量等の把握及び特定地球温暖化
対策事業者が第五条の十一第一項の義務を履行するために行う温室
効果ガス排出量の削減に協力しなければならない。

5及び6 (現行のとおり)

第八条から第八条の六まで (現行のとおり)

(地球温暖化対策計画書の作成等)

第六条 (略)

一 から五まで (略)

六 前条の特定温室効果ガス年度排出量 (第五条の八の二第三項の規
定による指定が行われた年度を除く。)

七 前条のその他ガス年度排出量

(新設)

(新設)

八及び九 (略)

第六条の二 (略)

(テナント等事業者との協力推進体制等)

第七条 (略)

2及び3 (略)

4 テナント等事業者は、指定地球温暖化対策事業者が第五条の二十五
の規定により行う温室効果ガス排出量の把握及び特定地球温暖化対
策事業者が第五条の十一第一項の義務を履行するために行う温室効
果ガス排出量の削減に協力しなければならない。

5及び6 (略)

第八条から第八条の六まで (略)

(検証機関の登録の申請)

第八条の七 (現行のとおり)

- 一 法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- 二 (現行のとおり)
- 三 検証業務を行う営業所の名称及び所在地
- 四 役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)の氏名
(削る)

五 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

(検証機関の登録の実施)

第八条の八 (現行のとおり)

- 一 (現行のとおり)
- 二 登録を受けた法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- 三 (現行のとおり)

2及び3 (現行のとおり)

(検証機関の登録の拒否)

第八条の九 知事は、検証機関登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第八条の七第一項の申請書若しくはその添付書類のうち

(検証機関の登録の申請)

第八条の七 (略)

- 一 氏名及び住所(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 二 (略)
- 三 検証業務を行う都内の営業所の名称及び所在地
- 四 法人にあつては、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)の氏名
- 五 未成年者である場合にあつては、その法定代理人の氏名及び住所
(当該法定代理人が法人である場合にあつては、名称、代表者及び
役員(の氏名並びに主たる事務所の所在地)

六 (略)

2 (略)

(検証機関の登録の実施)

第八条の八 (略)

- 一 (略)
- 二 登録を受けた者の氏名及び住所(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 三 (略)

2及び3 (略)

(検証機関の登録の拒否)

第八条の九 知事は、検証機関登録申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は第八条の七第一項の申請書若しくはその添付

ちに重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 第八条の十三第一項又は第三項に規定する要件を欠くとき。

二 この節の規定又はこの節の規定に基づく処分に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しないとき。

三 第八条の十九第一項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から二年を経過しないとき。

(削る)

四 第八条の十九第一項の規定により検証業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しないとき。

(削る)

五 その役員のうち次に次のいずれかに該当する者があるとき。

ア 第二号に該当する者

イ 第八条の十九第一項の規定により登録を取り消された登録検証機関において、その処分のあつた日前三十日以内にその役員であつた者であつて、その処分のあつた日から二年を経過しないもの

ウ 検証業務に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が第二号から第四号まで又はイのいずれかに該当するもの

書類のうち重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

(新設)

一 この節の規定又はこの節の規定に基づく処分に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

二 第八条の十九第一項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から二年を経過しない者

三 登録検証機関で法人であるものが第八条の十九第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前三十日以内にその登録検証機関の役員であつた者でその処分のあつた日から二年を経過しないもの

四 第八条の十九第一項の規定により検証業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

五 検証業務に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの

六 法人でその役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

(削る)

2 (現行のとおり)

(検証機関の登録事項の変更の届出)

第八条の十 (削る)

登録検証機関は、第八条の七第二項各号に掲げる事項（登録区分を除く。）に変更があつたときは、規則で定めるところにより、その日から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

2| 知事は、前項の規定による届出を受理した場合は、当該届出に係る事項が前条第一項第一号又は第五号に該当するときを除き、届出があつた事項を登録検証機関登録簿に登録しなければならない。

3| 第八条の七第二項の規定は、第二項の規定による届出について準用する。

(検証機関の廃業等の届出)

第八条の十一 登録検証機関が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

(削る)

一 (現行のとおり)

二 (現行のとおり)

七 ~~第八条の十三第二項又は第三項に規定する要件を欠く者~~

2 (略)

(検証機関の登録事項の変更の届出)

第八条の十 ~~登録検証機関は、検証業務を行う営業所の名称又は所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、知事に届け出なければならない。~~

2| 登録検証機関は、第八条の七第二項各号に掲げる事項（登録区分並びに検証業務を行う営業所の名称及び所在地を除く。）に変更があつたときは、規則で定めるところにより、その日から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

3| 知事は、前二項の規定による届出を受理した場合は、当該届出に係る事項が前条第一項第五号から第七号までのいずれかに該当するときを除き、届出があつた事項を登録検証機関登録簿に登録しなければならない。

4| 第八条の七第二項の規定は、第二項の規定による届出について準用する。

(検証機関の廃業等の届出)

第八条の十一 登録検証機関が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に定める者は、その日（第一号の場合にあつては、その事実を知つた日）から三十日以内に、その旨を、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

一 ~~死亡した場合~~ その相続人

二 (略)

三 (略)

三 (現行のとおり)

2及び3 (現行のとおり)

第八条の十二 (現行のとおり)

(検証主任者の設置等)

第八条の十三 登録検証機関は、第八条の七第一項第三号の営業所ごとに、検証業務を行う能力を有する者として登録区分ごとに規則で定めるもののうちから規則で定める人数以上の検証主任者を置き、次項に定める業務を行わせなければならない。

2及び3 (現行のとおり)

(検証業務の実施等)

第八条の十四 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

(削る)

3 (現行のとおり)

(検証機関の秘密保持義務)

第八条の十五 登録検証機関の役員若しくはその職員又はこれらの職にあつた者は、検証業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第八条の十六 (現行のとおり)

(帳簿の備付け等)

第八条の十七 登録検証機関は、第八条の七第一項第三号の営業所ごとに帳簿を備え、その業務に関し規則で定める事項を記載し、当該帳簿及び検証業務に係る規則で定める資料を、規則で定めるところにより、保存しなければならない。

四 (略)

2及び3 (略)

第八条の十二 (略)

(検証主任者の設置等)

第八条の十三 登録検証機関は、第八条の七第一項第三号の都内の営業所ごとに、検証業務を行う能力を有する者として登録区分ごとに規則で定めるもののうちから規則で定める人数以上の検証主任者を置き、次項に定める業務を行わせなければならない。

2及び3 (略)

(検証業務の実施等)

第八条の十四 (略)

2 (略)

3 | 登録検証機関の都外の営業所は、検証業務を行ってはならない。

4 (略)

(検証機関の秘密保持義務)

第八条の十五 登録検証機関(その者が法人である場合にあつては、その役員)若しくはその職員又はこれらの職にあつた者は、検証業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第八条の十六 (略)

(帳簿の備付け等)

第八条の十七 登録検証機関は、第八条の七第一項第三号の都内の営業所ごとに帳簿を備え、その業務に関し規則で定める事項を記載し、当該帳簿及び検証業務に係る規則で定める資料を、規則で定めるところにより、保存しなければならない。

第八条の十八 (現行のとおり)

(検証機関の登録の取消し等)

第八条の十九 (現行のとおり)

一 (現行のとおり)

二 第八条の九第一項第二号又は第五号に該当することとなつたとき。

三 第八条の十第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 (現行のとおり)

五 第八条の十四第三項の規定に違反したとき。

六 (現行のとおり)

七 第八条の十七の規定に違反して第八条の七第一項第三号の営業所ごとに帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿若しくは資料を規則で定めるところにより保存しなかつたとき。

八及び九 (現行のとおり)

2及び3 (現行のとおり)

第八条の二十 (現行のとおり)

(改善命令)

第八条の二十一 知事は、登録検証機関が第八条の十四第一項又は第二項の規定に違反していると認めるときは、当該登録検証機関に対し、相当の期限を定めて、検証業務を行つべきこと又は検証業務の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第八条の十八 (略)

(検証機関の登録の取消し等)

第八条の十九 (略)

一 (略)

二 第八条の九第一項第一号、第三号、第五号又は第六号のいずれかに該当することとなつたとき。

三 第八条の十第一項又は第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 (略)

五 第八条の十四第四項の規定に違反したとき。

六 (略)

七 第八条の十七の規定に違反して第八条の七第一項第三号の都内の営業所ごとに帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿若しくは資料を規則で定めるところにより保存しなかつたとき。

八及び九 (略)

2及び3 (略)

第八条の二十 (略)

(改善命令)

第八条の二十一 知事は、登録検証機関が第八条の十四第一項から第三項までのいずれかの規定に違反していると認めるときは、当該登録検証機関に対し、相当の期限を定めて、検証業務を行つべきこと又は検証業務の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(公示)

第八条の二十二 (現行のとおり)

一 (現行のとおり)

二 第八条の十第一項の規定による届出があつたとき(第八条の七第一項第三号に掲げる事項に変更があつたときに限る。)

三及び四 (現行のとおり)

(地球温暖化対策報告書の作成等)

第八条の二十三 その設置している事業所等(定型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業であつて、当該約款に、当該事業に加盟する者(以下「加盟者」という。)が設置している事業所等における温室効果ガスの排出に関する事項であつて規則で定めるものに係る定めがあるもの(以下「連鎖化事業」という。)を行う者について、その加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る全ての事業所等を含む。以下この条において同じ。)(事業活動に伴う温室効果ガス排出量が相当程度の範囲にあるものとして規則でその規模の上限及び下限を定める事業所等に限り)における事業活動に伴う温室効果ガス排出量が相当程度多い事業者として規則で定める要件に該当した事業者(以下「地球温暖化対策事業者」という。)は、当該要件に該当した年度以降、毎年度、次に掲げる事項を記載した報告書(以下「地球温暖化対策報告書」という。)を、地球温暖化対策指針に基づき作成し、規則で定めるところにより、知事に提出しなければならない。ただし、当該地球温暖化対策報告書の内容により、当該要件に該当しないことを知事が確認することができた場合にあつては、この限りでない。

(公示)

第八条の二十二 (略)

一 (略)

二 第八条の十第一項の規定による届出があつたとき。

三及び四 (略)

(地球温暖化対策報告書の作成等)

第八条の二十三 その設置している事業所等(定型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業であつて、当該約款に、当該事業に加盟する者(以下「加盟者」という。)が設置している事業所等における温室効果ガスの排出に関する事項であつて規則で定めるものに係る定めがあるもの(以下「連鎖化事業」という。)を行う者について、その加盟者が設置している当該連鎖化事業に係るすべての事業所等を含む。以下この条において同じ。)(事業活動に伴う温室効果ガス排出量が相当程度の範囲にあるものとして規則でその規模の上限及び下限を定める事業所等に限り)における事業活動に伴う温室効果ガス排出量が相当程度多い事業者として規則で定める要件に該当した事業者(以下「地球温暖化対策事業者」という。)は、当該要件に該当した年度以降、毎年度、当該事業所等ごとに、規則で定める温室効果ガスに係る前年度の温室効果ガス排出量、地球温暖化の対策の取組状況等を記載した報告書(以下「地球温暖化対策報告書」という。)を、地球温暖化対策指針に基づき作成し、規則で定めるところにより、知事に提出しなければならない。ただし、当該地球温暖化対策報告書の内容により、当該要件に該当し

<p>一 当該事業所等ごとの規則で定める温室効果ガスに係る前年度の温室効果ガス排出量</p>	<p>ないことを知事が確認することができた場合にあつては、この限りでない。</p> <p>(新設)</p>
<p>二 地球温暖化対策指針に定める事業所等におけるエネルギーの使用の削減に係る達成すべき水準及び再生可能エネルギーの利用の拡大に係る達成すべき水準に基づき、当該事業所等ごと又は全ての当該事業所等におけるエネルギーの使用の削減及び再生可能エネルギーの利用の拡大に係る目標</p>	<p>(新設)</p>
<p>三 前号の目標に係る前年度の達成状況</p>	<p>(新設)</p>
<p>四 当該事業所等ごと又は全ての当該事業所等における地球温暖化の対策の取組状況</p>	<p>(新設)</p>
<p>五 その他地球温暖化の対策に関して知事が必要と認める事項</p>	<p>(新設)</p>
<p>2及び3 (現行のとおり)</p>	<p>2及び3 (略)</p>
<p>4 地球温暖化対策事業者等は、第一項第二号に規定する目標の達成に努めなければならない。</p>	<p>(新設)</p>
<p>第八条の二十四から第百五十八条まで (現行のとおり)</p>	<p>第八条の二十四から第百五十八条まで (略)</p>
<p>第百五十九条 (現行のとおり)</p>	<p>第百五十九条 (略)</p>
<p>一及び二 (現行のとおり)</p>	<p>一及び二 (略)</p>
<p>一の三 第六条の規定による地球温暖化対策計画書を提出せず、又は同条第一号若しくは第五号から第十号までの事項について虚偽の報告をした者</p>	<p>一の三 第六条の規定による地球温暖化対策計画書を提出せず、又は同条第一号若しくは第五号から第八号までの事項について虚偽の報告をした者</p>
<p>一の四から一の六まで (現行のとおり)</p>	<p>一の四から一の六まで (略)</p>
<p>一の七 第八条の十七の規定に違反して第八条の七第一項第三号の</p>	<p>一の七 第八条の十七の規定に違反して第八条の七第一項第三号の</p>

営業所ごとに帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿若しくは資料を規則で定めるところにより保存しなかつた者

二 (現行のとおり)

第六十条から第六十二条まで (現行のとおり)

第六十三条 (現行のとおり)

一 (現行のとおり)

二 第五条の九第二項若しくは第三項、第八条の十一第二項若しくは第二項、第八十七条(第九十三条第一項の規定により準用する場合を含む。)又は第八十八条第三項(第九十三条第二項の規定により準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 (現行のとおり)

第六十四条及び第六十五条 (現行のとおり)

別表第一から別表第十三まで (現行のとおり)

都内の営業所ごとに帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿若しくは資料を規則で定めるところにより保存しなかつた者

二 (略)

第六十条から第六十二条まで (略)

第六十三条 (略)

一 (略)

二 第五条の九第二項若しくは第三項、第八条の十一第二項、第八条の十一第二項若しくは第二項、第八十七条(第九十三条第一項の規定により準用する場合を含む。)又は第八十八条第三項(第九十三条第二項の規定により準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 (略)

第六十四条及び第六十五条 (略)

別表第一から別表第十三まで (略)